

しごと体験受入事業所 募集要項

- 令和5年度 浜田 de しごと体験事業 -

浜田市では、U I ターン就業者の確保及び定住促進を図ることを目的に、「浜田 de しごと体験事業」を実施します。

つきましては、参加者の受入により、U I ターン就業者の確保等を希望する事業所を次のとおり募集します。

-
- | | |
|-------|---|
| 1 趣 旨 | 浜田市へのU I ターン希望者等が市内の事業所への理解を深めることにより、U I ターン就業者の確保及び定住促進を図ることを目的としています。 |
|-------|---|
-
- | | |
|---------------|--|
| 2 受入事業所様のメリット | <ul style="list-style-type: none">・マッチングにより人材の確保につながります。・社会人、学生といった幅広い人材にアプローチができます。・しごと体験プログラムが作成できます。・市移住・定住情報サイト「はまだぐらし」により、企業情報を発信できます。・プログラム参加者からアンケート結果がフィードバックされます。・上記のことを無料で行うことができます。 <p>※U I ターン就業希望者のマッチングやプログラムの参加を約束するものではありません。</p> |
|---------------|--|
-
- | | |
|---------|----------------------|
| 3 募集対象者 | 浜田市内に本社または事業所等を有するもの |
|---------|----------------------|
-
- | | |
|--------|--|
| 4 応募要件 | <p><u>以下の全てを満たす募集対象者</u></p> <ol style="list-style-type: none">(1) 雇用期間に定めがない正社員又は準社員を求人中、もしくは今後採用する予定があること。(2) 企業見学等における会社説明などの対応が可能なこと。(3) 令和5年5月頃から令和6年3月末までに半日から3日程度のしごと体験希望者の受入が可能なこと。(4) しごと体験プログラムの作成に、意欲的に取り組めること。(5) 浜田市及び関係機関等と連携・協力が可能なこと。(6) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業所でないこと。(7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業所でないこと。 |
|--------|--|
-
- | | |
|--------|--|
| 5 補足事項 | <ol style="list-style-type: none">(1) しごと体験参加希望者については、別途募集を行います。(2) 受入事業所となった場合でも、しごと体験参加希望者等の応募状況によっては、一部要望に沿えない場合があります。(3) しごと体験等への参加者は、浜田市へのU I ターンを希望する者で、浜田市に根付いて生活していただける方（学生、子育て世代等）を想定しています。(4) 登録申込書の提出後、市と一緒にしごと体験プログラムを作成します。(5) しごと体験プログラムを作成後、次年度以降も継続して特設ウェブサイトへ掲載する予定です。年度初めに掲載内容の変更の有無をメール等で確認を行います。 |
|--------|--|
-

(裏面あり)

6 事故等への対応	実習中及びその往復中の事故等については、参加者の責任において対応することとし、市は一切の責任を負いません。
7 事業実施 スケジュール (予定)	<p><u>スケジュールは現段階での予定であり、新型コロナウイルスの状況等により予定を変更する場合があります。</u></p> <p>■<u>令和5年4月～(随時)</u> しごと体験受入事業所募集 ※募集事業所数が上限に達した際には募集を中止します。</p> <p>■<u>令和5年5月～(随時)</u> しごと体験プログラムの作成 ※市担当者が訪問し、しごと体験プログラムの作成をお手伝いします。 市移住・定住情報サイト「はまだぐらし」へ掲載、参加者の募集開始 ※企業情報等もあわせて掲載します。 ※参加募集開始以降に受入事業所として申込を受けた場合には、随時ウェブサイトに掲載します。 ※しごと体験終了の意向がなければ、継続して次年度以降もプログラムを掲載します。</p> <p>■<u>令和5年5月～令和6年3月末まで</u> しごと体験希望者の受入 ※希望者と受入事業所のスケジュール等を鑑み、1人あたり半日から3日程度のしごと体験を随時実施します。</p>
8 応募方法	<p><u>浜田 de しごと体験事業登録申込書</u>に必要事項をご記入の上、郵送又はメールにてお送りください。 ※応募に関する資料については、浜田市ホームページからもダウンロードできます。 (浜田市ホームページ内で「しごと体験」で検索)</p>
9 提出先	<p>浜田市地域政策部 定住関係人口推進課 移住定住係 担当：官澤、板倉、渡邊 住所：〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 TEL：0855-25-9511(直通) Mail：teiju@city.hamada.lg.jp</p>